

## 14 持続可能な都市農業の推進

### 1 都市農業の特性に配慮した支援の制度設計

#### 【提案内容】

提出先 財務省、農林水産省

農業生産振興に係る国の支援制度は、輸出も志向するような主要産地への支援が中心であり、本県のような都市農業を営んでいる産地においては、支援が受けにくい現状がある。今後、食料安全保障を確立していく上で、都市農業が維持・発展し、農業に対する国民の理解を醸成していくことが重要であることから、都市近郊で営まれている小規模な農業でも国の支援が受けられる制度の創設や、既存制度における面積要件などの更なる緩和を図ること。

#### ◆現状・課題

本県は、平成 17 年に都市農業推進条例を定め、県全域で営まれる農業を都市農業と定義し、都市農業の持続的な発展やそれを通じた県民の健康で豊かな生活の確保を図っている。

一戸当たりの農地面積（2020 年）は、本県が 0.86ha で、全国の 2.5ha と比較して小さいものの、10a 当たりの生産農業所得（2023 年）は、本県が 134 千円/10a で、全国の 77 千円/10a と比較して高くなっており、小規模の農地で高付加価値の農産物を生産する等により高い土地生産性で補っている状況である。

しかしながら、本県の基幹的農業従事者数（2020 年農林業センサス）は 16,445 人と、10 年前と比較して 31.6%減少しており、高齢化も進行している。また、荒廃農地は、10 年前と比べて、全国は横ばいなのに対し、本県は約 1.4 倍と大きく増加しており、農業生産を維持・発展するためには、施設整備等の大規模な生産性の向上に対する支援が急務となっている。

こうした施設整備等に対する支援について、現行の国の制度では、国が推し進める農地の大規模化や担い手への集積集約化、それに伴う輸出促進などに取り組む大産地が採択されやすくなっている。

具体的には、国の補助事業で施設整備等に活用できる「強い農業づくり総合支援交付金」の産地基幹施設等支援タイプや「産地生産基盤パワーアップ事業」では、事業対象となる面積要件に都市近郊地域の特例が設定されているものの、施設栽培で 50a（生産緑地は 5a）とされており、輸出等に取り組む場合などは事業採択の加算ポイントが上乘せされることとなっている。

こうした要件等について県内市町村からは、面積要件の緩和を受けてもなお必要な規模要件を満たせないことや、全国一律の基準で設定された加算ポイントでは採択ラインを達成ことが難しいため、都市部に配慮した補助事業の創設や要件の更なる緩和を求めるとする要望を受けている。

#### ◆実現による効果

都市農業を営む農業者が、生産基盤を維持し、意欲的に営農を継続して次世代に経営継承するとともに、都市住民の新たな参入を促すことで、本県都市農業の発展と、都市住民への理解促進、ひいては国全体での農業理解の促進につながる。また、多くの都市住民を擁する本県での農業振興は、地産地消の推進や都市部における農業の多面的機能の発揮も期待できる。

（神奈川県担当課：環境農政局農政課）